へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準と することを求める意見書

へき地教育振興法は、都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導、教材、教具等についての調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言又は援助等、教員及び職員の定員の決定への特別の配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。また、へき地手当の月額は「文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

へき地手当の原資は上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣の県では、 文部科学省令で定める率に準拠して支給されています。一方で長野県の支給率は大変低 く、過去8分の1に過ぎない状況から、現在では地域手当の一律1.7%分を加え基準の3 分の1程度まで回復しているものの、依然として長野県と近隣の県との手当支給率には大きな差があります。

その結果、本県のへき地教育に様々なゆがみが生じています。へき地学校等に勤務する教職員は生活物資の購入が困難になり、現今の原油価格高騰などによって経済的負担は更に増しています。家計支出の多い中堅層がへき地学校勤務を躊躇することから、教職員の年齢構成のバランスへの影響も深刻です。へき地学校を取り巻く生活環境・交通事情等は改善されてきた部分もありますが、都市部の社会的・経済的・文化的諸条件はそれ以上に向上しており、相対的格差は拡大しているのが実情です。

近年、本県においても教員不足や教員採用試験志願倍率の低下が大きな課題となっていますが、県境近くでは賃金格差から隣県への人材流出がすでに起きていると認識しています。へき地手当支給率が全国最低水準にあることは、人材確保の面で大きなマイナス要因であり、へき地学校を抱える自治体にとどまらず全県的な課題と言えます。へき地手当支給率の改善が行われなければ、本県の教育水準の維持および地方自治体の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。このような状況の中で、長野県人事委員会は2022年10月の「職員の給与等に関する報告」において、「現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特地勤務手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要」と初めて言及しました。

教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地 手当支給率を近隣県並みに回復することが必要であると考えます。ついては、下記の検討 を行うことを強く要請します。

記

現在近隣県と比較して低い水準にある、へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支 給率について、教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上をはかるため、都市 部との格差(相対的へき地性)がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県と の均衡を考慮し、検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月26日

長野県飯田市議会議長 熊 谷 泰 人

提出先 長野県知事 長野県議会議長